

私は、議案第3号野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の御意見がございましたので、私は賛成する立場から討論に参加させていただきたいと思います。

今の反対論者がおっしゃったマイナンバー制度、こういったまたマイナ保険証等については、御存じのような反対の意見が国民からも湧き上がっている状況にあることは、もちろん制度自体に私は反対をしている立場からも理解するところではございます。

しかしながら、今回の個人番号に関わる事務手続の上においては、特に外国人の方の中でも、生活保護を受給される方にとっては、特にマイナスというようなことに直接結びつくものではないと考えます。生活保護を受給する方の医療に関わることにしても、重ねてほかの医療機関にかかる等のこともございますので、これは措置をする側からするとやはり正確な情報を把握するという意味でも、利用に反対するものではございません。

反対の論者がいらっしゃいましたので、簡単ではございますが、賛成する立場から一言申し上げたいと思い、参加させていただきました。